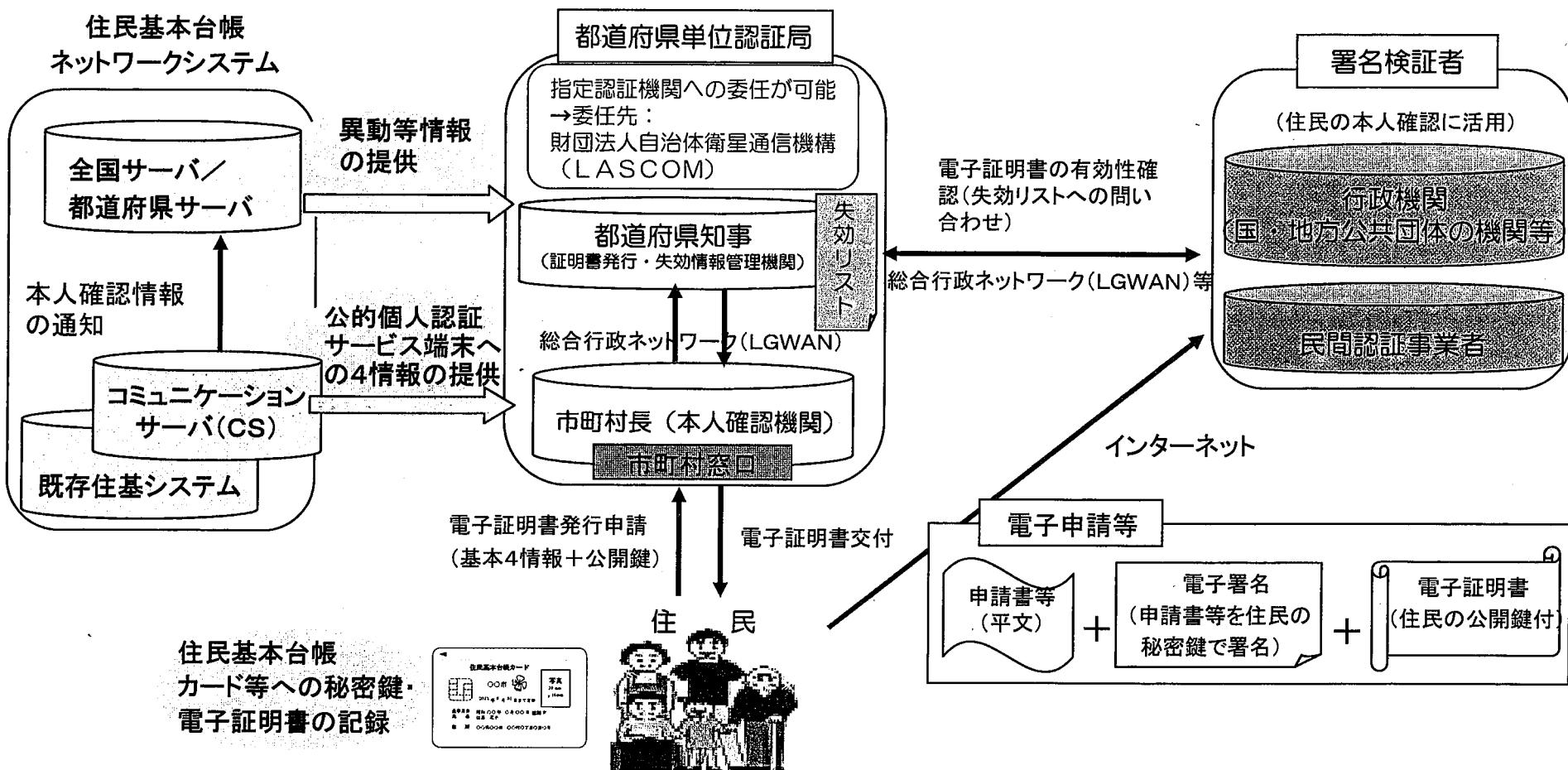


# 公的個人認証サービス

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。  
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



# 金融番号制度に住基ネットを活用することについて(政府税制調査会資料より抜粋)

## 1. 考えられる効果

- ・金融番号を付番する際に確実に本人確認を行うことにより、二重付番を防止できる
- ・付番した後、住所等の異動情報の把握が簡便確実に可能  
(これにより、例えば、賦課・申告等の際、現住所等の現況把握が可能)

## 2. 必要となる住民基本台帳法の規定改正等

### I 住基ネットを本人確認や住所異動の確認に利用する場合 (金融番号には住民票コードを使用しない)

都道府県が本人確認情報を提供するものとしている国の機関等を定めている規定(法別表第一に追加)

### II 住民票コードをそのまま金融番号として使用する場合

#### 1 都道府県が本人確認情報を提供するものとしている国の機関等を定めている規定(法別表第一に追加)

#### 2 住民票コードの民間利用を制限している規定

(住民票コードの利用制限等)

第30条の43

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この項において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この項において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

#### 3 住民票コードの利用を居住関係の確認に限定している規定

(都道府県知事の事務)

第30条の7

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。)を提供するものとする。

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年8月18日法律第133号）についての国会審議過程における内閣総理大臣答弁等（抜粋）

### ○ 小渕内閣総理大臣答弁（平成11年6月10日 衆議院地方行政委員会）

なお、将来的な各行政分野における住民票コードの活用につきましては、住民基本台帳法の趣旨、目的及び各行政制度の趣旨等を十分勘案し、法改正の際には慎重かつ適切に判断されるべきものと考えております。

### ○ 野田自治大臣答弁（平成11年7月22日 参議院地方行政・警察委員会）

将来、納税者番号制度を、政府税調においても十年この方御検討いただきしております、まだ結論が出ておる状況にはございません。これを実際にやるとなれば、主税局長から先ほども御答弁がありましたが、いろんな角度から検討をしてもらわなければならぬテーマであります。その上でこれをやるべしという結論が出た場合に、具体的な手法として、この住民基本台帳システムによる住民票コードナンバーを活用するというのも一つの方法かもしれないし、あるいはその他の、今までの検討の中では社会保険番号を活用するのも一つの方法かもしれない、いろんな議論があることは御承知のとおりであります。そういう全体的な中で、いわば全くその可能性をゼロだと言い切ってしまうのはいかがなものかとは思いますが、しかし、断定的にこれが納税者番号制度導入への第一歩であるという位置づけにはならないというふうに考えております。

この点で、納税者番号制度をぜひ入れるべきだと、しかもそれにこれを活用すべきだという議論が人によってはあるのかもしれませんし、またそれはだめだという議論があるのかもしれません、そこは、納税者番号制度導入をぜひというところをきちんと踏まえた議論がまず行われて、それから後の話になるのではないかというふうに思います。